

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ

今月号は先月号まで連載していた令和4年度適正化事業・指導項目調査結果のワースト10の調査項目についてのポイント解説をお休みして、令和5年3月28日付けで一部改正された「トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について」の通達についてご説明します。

巡回指導の総合評価がD・E評価事業所に対する 対応強化について

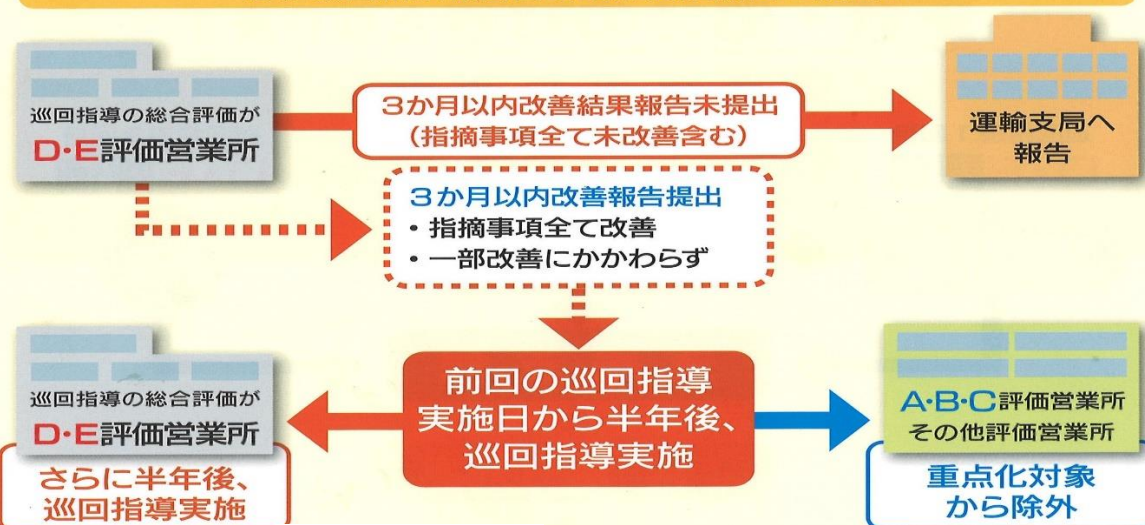
適正化事業実施機関が実施する巡回指導の総合評価がD・E評価となった事業者に対する対応が次の通り強化されましたのでご承知願います。

POINT! 主な対応強化ポイント

1. 前回の巡回指導の総合評価がDまたはE評価の事業所には半年に1度の巡回指導（または個別指導）を実施します。
2. 総合評価DまたはEと判定された事業所のうち、次の（ア）～（ウ）に該当する事業所については運輸支局へ報告を行い、監査・行政処分の対象となります。
 - （ア）巡回指導実施後3ヶ月以内に改善結果報告を提出しない事業所（指摘事項全て未改善も同様）
 - （イ）令和5年4月1日以降の巡回指導で総合評価が3回連続してDまたはEの事業所
 - （ウ）既に令和5年3月末時点で過去3回の巡回指導の総合評価がE評価の事業所

総合評価D又はEの判定を受けたら・・・

速やかに全ての指摘事項を改善し、巡回指導実施日から3か月以内に必ず改善結果報告書を地方実施機関に提出！



【詳細チラシはこちら】 →



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882

